



# みまもい通信 つうしん その172

でんわちゅうもんじ べつ しょうひん すす  
電話注文時に、別の商品を勧められ  
けいやく けいやく  
契約した。やめられるか？

チラシの商品を  
注文します

今なら『サプリ』も  
購入いただくと  
さらに  
お得  
です！



じゃ…  
サプリも  
お願い

テレビやチラシなどの こうこく み でんわちゅうもん  
広告を見て電話注文をした  
ときに、別の商品も勧められることがあります。

とくていしょうとりひきほう かいせい れいわ ねん がつ にち  
特定商取引法が改正され、令和5年6月1日よりこのよう  
に でんわ ついか かんゆう べつしょうひん  
電話で追加の勧誘をされた別商品はクーリング・オ  
フが可能になりました。なお元々の広告を見て注文  
した商品 しょうひん つうしんはんばい がいとう  
は通信販売に該当しクーリング・オフの  
たいしょうがい  
対象外です。

そうだん はや さっぽろししょうひしゃ また しょうひしゃ  
トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ